



福島町の棚田

松浦市福島町には数多くの棚田が存在しています。特に土谷棚田は、「日本の棚田百選」に認定されており、その中でも屈指の美しさで名高い棚田です。秋には「土谷棚田の火祭り」が開催され、多くの観光客が訪れます。

Contents

● 年頭のごあいさつ	2
● 医療費通知書について	3
● 被扶養者認定における照会事例について	4
● 退職後に受けられる短期給付及び保健事業等について	6
● 寝つきが悪い方へ	8
● ライフィベントと年金（遺族年金編）	10
● 貸付事業のお知らせ	12
● 貯金事業のお知らせ	13
● 退職を予定されている方へ	13
● 共済会館駐車場の利用について	13
● 冬得宿泊プラン	14



年頭のごあいさつ



理事長 白川 博一 〈壱岐市長〉

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

国民の生活に多大な影響を及ぼしました新型コロナウイルス感染症ですが、昨年の5月から感染症法における5類感染症に引き下げられ季節性のインフルエンザと同じ扱いになり、世の中の動きが少しずつコロナ感染拡大前に戻りつつあるように思います。

さて、公的年金制度につきましては、少子高齢化の進行を見据え将来にわたって制度を維持していくための5年ごとの財政検証が本年実施され、令和7年の年金法改正に向けて社会保障審議会年金部会において議論がなされる予定です。

医療保険制度については、令和5年5月19日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、こども・子育て支援の拡充として、令和5年4月に出産費及び家族出産費の支給額が引き上げられたことに伴い、令和6年度からはその費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みが導入されます。また、高齢者医療を全世代で公平に支え合うための見直しとして、前期高齢者の医療給付費を被用者保険者の報酬水準に応じて調整する仕組みが導入されることから共済組合の負担増加が考えられますので、今後の動向に注視

して参ります。

マイナンバーカードが保険証（共済組合員証）として使える「オンライン資格確認」については、組合員及び被扶養者の皆様が安心して利用できるよう医療保険者として引き続き正確な加入者情報の管理を行っていく中で、マイナンバーの登録時には、紐付け誤りを発生させないために組合員の資格取得時に必ずマイナンバーを記載するよう改正されました。

その他、被扶養者の認定においては、令和5年6月13日に閣議決定されました「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～」において、「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表され、一定の要件で扶養にとどまれるようになりました。

このように国の社会保障制度の様々な見直しが進められておりますが、情勢を迅速に把握し、構成団体と連携を密にしながら、共済組合として正確に対応して参ります。

また、福祉事業の一環としての貯金、貸付、保健の各種事業につきましても、事業内容の充実を図りながら、組合員のニーズを的確に把握し、更なるサービスの向上に努めて参ります。

本年も皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、組合員の皆様並びにご家族の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

医療費通知書について

医療費通知書は、対象期間中の受診状況等を該当者へ通知することにより、健康意識の啓発、適正受診の意識向上を目的とし、発行時に資格を有する組合員を対象に配付しています。

- ① 年3回に分けて発行します。

発行時期：7月（1月～4月受診分）、11月（5月～8月受診分）、3月（9月～12月受診分）

- ② 再発行できませんので、大切に保管してください。

医療費通知書の見方

医療費通知書										令和5年〇月〇日 作成	
(住所)										① 令和5年〇月～令和5年〇月 分 (共済組合処理年月) 診療年月は下段の表に掲載しています。	
(氏名) (所属所名) (コメント)										② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	
受診者氏名 医療機関名	診療年月	日数	診療区分・給付種別	医療費総額	法定給付額	公費負担額	窓口負担額	家族療養費 附加金等	高額療養費	支給額	確定申告用 自己負担額
合	計										

長崎県市町村職員共済組合

- ① 医療機関等から共済組合が請求を受けた月

（例）7月送付分（1月～4月受診分）→医療費通知には「3月～6月分」と記載されます。

- ② 受診した日数

- ③ 入院、外来、歯科等の診療区分

※柔道整復は、整骨院や鍼灸院受診分

- ④ 実際にかかった医療費の総額

- ⑤ ④の医療費総額のうち、共済組合が負担した額（7割分又は8割）

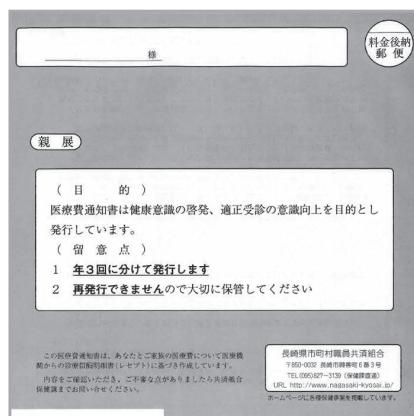
- ⑥ ④の医療費総額のうち、受診者が医療機関等の窓口で支払った自己負担額

- ⑦ ⑥の自己負担額から基礎控除額（※1）を控除した額

※合算高額療養費の支給対象の場合は、算定方法が異なります。

- ⑧ ⑥の自己負担額から、自己負担限度額（※2）を控除した額

- ⑨ 確定申告における医療費控除の対象となる自己負担額



医療費通知書

※1 基礎控除額

一般区分 25,000円（標準報酬月額530,000円未満の方）

上位区分 50,000円（標準報酬月額530,000円以上の方）

※2 組合員の標準報酬月額及び高額療養費の受給回数等により異なります。

被扶養者認定における照会事例について

前号では「被扶養者認定事務取扱要領」の改正点についてお知らせしました。
今回は、被扶養者認定について、問い合わせが多い事例を紹介します。

① 子の共同扶養

子を夫婦で共同扶養している場合、組合員よりも配偶者の年間収入が高いと認定できません。

- (1) 被扶養者の人数に関わらず、年間収入が多い方の被扶養者とします。
- (2) 子の認定において、組合員の配偶者が被扶養者又は組合員でない場合、組合員の配偶者の収入確認書類が必要です。
- (3) 年間収入が同程度（1割以内）の場合は、希望する方の被扶養者とします。
- (4) 扶養者の育児休業等の取得により、一時的に年間収入が逆転する場合は、扶養者の変更は不要です。（希望により変更することは可能です。）

家族構成	年間収入
組合員	（給与収入）450万円
配偶者	（給与収入）550万円
子	（学生等）0円

配偶者の収入（550万円）が組合員の収入（450万円）よりも多いため、組合員の被扶養者として子を認定することができません。

② パート・アルバイト等の収入が安定しない場合の 3か月平均による認定取消しの判断

年間収入で130万円を超えていないが、月々の収入に偏りがあり、3か月平均の収入が限度額を超過している場合。

3か月平均の収入が108,333円を超える場合には、3か月目の支給月（基準月）の翌月の1日から収入限度額を超えるものとして取扱います。（例1）

ただし、翌月の収入が108,333円以下となった場合は、収入限度額を超えていないものとし、基準月の翌月は引き続き認定可能です。（例2）

以降同様に、被扶養者認定中は、毎月の収入実績に注意いただく必要があります。

（例1）

4月	108,000円
5月	125,000円
6月	110,000円
7月	123,000円
年間	1,250,000円

6月を基準月とした
3か月平均
114,333円
← 4か月目
108,333円超

7月1日に認定取消となります

（例2）

4月	108,000円
5月	125,000円
6月	110,000円
7月	105,000円
年間	1,250,000円

同左
← 4か月目
108,333円以下

7月は引き続き認定可能です

また、各月の平均の収入が108,333円以下の場合でも、年間収入が130万円以上となった場合は、翌年1月1日に収入限度額を超えるものとして取り扱い、以降は退職や雇用形態の変更がない限り、原則、被扶養者の対象となりません。

③ 事業収入がある方の必要経費

事業収入については、共済組合が認める必要経費に限り、収入から控除することが可能です。必要経費は「被扶養者認定事務取扱要領」（当組合のホームページに掲載しています。）に定めていますので、ご参照ください。

事業から生じる収入から必要経費の認否一覧表

一般収入		農業等収入		不動産収入		学習塾等収入	
科目 (所得税法)	認否						
給料賃金	○	雇入費	○	給料賃金	○	給料賃金	○
売上原価	○	小作料・賃借料	○	外注工賃	○	外注工賃	×
外注工賃	○	減価償却費	×	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	貸倒金	×	地代家賃	○
貸倒金	×	利子割引料	×	地代家賃	○	水道光熱費	○
地代家賃	○	租税公課	×	租税公課	×	旅費交通費	×
利子割引料	×	種苗費	○	水道光熱費	○	通信費	×
租税公課	×	素畜費	○	広告宣伝費	×	広告宣伝費	×
荷造運賃	○	肥料費	○	損害保険料	×	修繕費	○
水道光熱費	○	飼料費	○	修繕費	○	消耗品費	○
旅費交通費	×	農具費	○	消耗品費	○	福利厚生費	×
通信費	×	農薬衛生費	○	借入金利子	×	動力・燃料費	×
広告宣伝費	×	諸材料費	○	動力・燃料費	×	賃貸料	×
接待交際費	×	修繕費	○	賃貸料	×	リース料	○
その他の経費	×	動力光熱費	○	リース料	○	研修費	×
損害保険料	×	作業用衣料費	×	雜費	×	負担金	×
修繕費	○	農業共済掛金	×			支払手数料	×
消耗品費	○	荷造運賃手数料	×			借入金利子	×
福利厚生費	×	土地改良費	○			雜費	×
借入金利子	×	給料賃金	×				
研修費	×	水道光熱費	○				
動力・燃料費	○	地代	×				
賃借料	×	雜費	×				
リース料	○						
諸材料費	×						
負担金	×						
雜費	×						

※ 認否が×であっても事業の内容により判断し経費と認められることがある。

※ 一覧表に記載されていない科目については、個別に判断する。

※ 同居の親族に対する給料賃金は、原則必要経費としない。

※ 同業種であっても規模や事業形態等の違いにより経費の認否は異なることがある。

④ 認定対象者に配偶者がいる場合の取扱い(父母等)

認定対象者に配偶者がいる場合は、夫婦の扶助義務の観点から、その夫婦の合算した収入額で判断します。一方の収入が基準額未満であっても、合算した収入額が以下の金額以上の場合は認定できません。

① ②又は③以外の場合 182万円 (130万円×2×70%)

② 夫婦のいずれか一方が、障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者である場合

217万円 {(130万円+180万円)×70%}

③ 夫婦が共に障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者である場合

252万円 (180万円×2×70%)

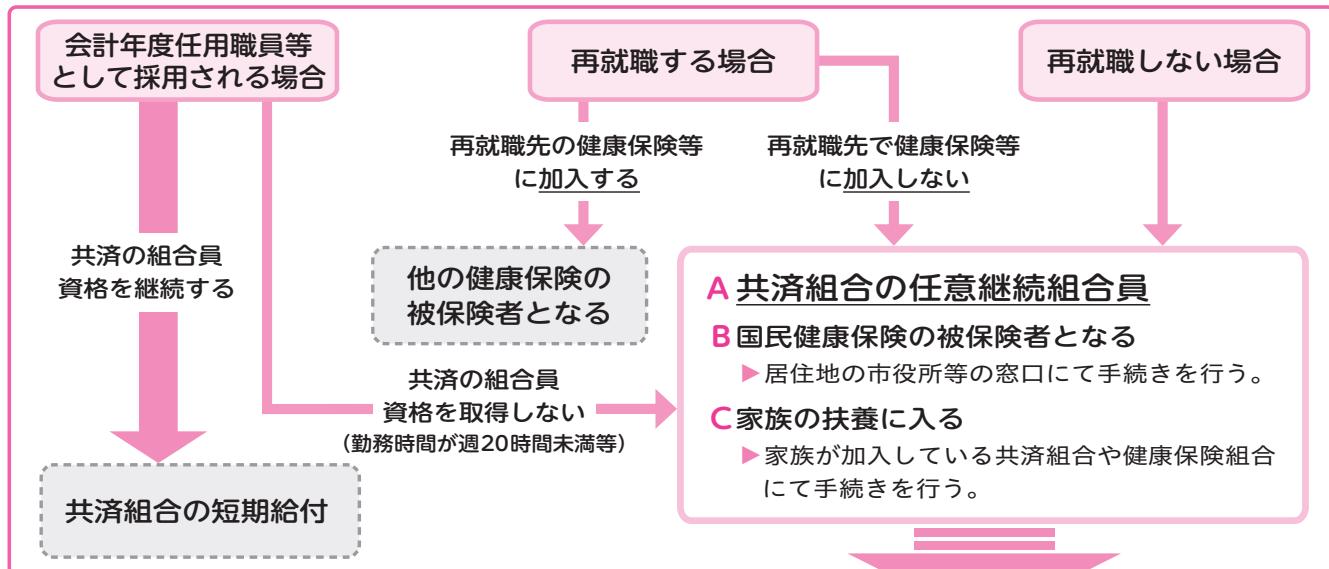
個別の照会は、勤務先の共済組合事務担当課へお願いします。

退職後に受けられる短期給付及び保健事業等について

退職後の健康保険については、共済組合の任意継続組合員になる方、新たな健康保険へ加入される方とそれぞれ状況は異なると思いますが、退職後に受けられる短期給付及び保健事業等についてご案内いたします。

1 退職後の医療保険制度

退職後は再就職した場合や家族の被扶養者となることにより適用される医療保険制度が異なります。



A（任意継続組合員）の場合に受けられる短期給付

任意継続組合員は、共済組合から短期給付を受けることができます。ただし、以下については支給対象外となります。

支給対象外となる給付

育児休業手当金／介護休業手当金／休業手当金／出産手当金（退職時に支給を受けていない場合）
傷病手当金（任意継続組合員となってからの疾病、負傷等によるもの）

B、Cの場合に受けられる短期給付

- ・出産費 … 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職後6月以内に出産した場合に支給されます。
- ・埋葬料 … 組合員であった者が退職後3月以内に死亡したときは、埋葬を行った者に対して支給されます。
- ・傷病手当金 … 退職の日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職のときに傷病手当金の支給を受けているときは、その者が退職しなかったとしたならば支給される期間が終わるまで、継続して支給されます。
※ 老齢厚生年金、老齢基礎年金及び同一の傷病による障害厚生年金又は障害基礎年金（以下「老齢厚生年金等」といいます。）の支給を受ける場合は、傷病手当金は支給されません。
ただし、老齢厚生年金等の額が傷病手当金の額を下回る場合は、その差額が支給されます。
- ・出産手当金 … 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職した際に出産手当金の支給を受けているときは、その者が退職しなかったとしたならば支給される期間が終わるまで、継続して支給されます。

2 共済組合の任意継続組合員制度

(1) 加入資格

退職日の前日まで、引き続き1年以上共済組合の組合員であった方

(2) 加入できる期間

退職後2年間（途中で資格喪失することができます。）

(3) 加入手続

- ① 退職した所属所へ「任意継続組合員資格取得申出書」を提出
- ② 通知文書、任意継続組合員証等、払込通知書を御本人様の自宅へ送付
- ③ 任意継続掛金を払込通知書にて納付

任意継続掛金を退職した日から20日以内に納付する必要があります。

〈注意〉

納付期限までに掛金の納付がないため、任意継続組合員の資格を取り消す事例が発生しています。早めの納付をお願いします。

令和6年3月31日退職者の納付期限は令和6年4月19日(金)です。

(4) その他

特定健康診査

特定健康診査の対象者（40歳以上75歳未満者）となる方には、「特定健康診査受診券（セット券）」と実施医療機関等 詳細についてのお知らせを例年5月下旬頃に自宅へ送付しています。

なお、特定健康診査に係る基本的な健診費用は全額共済組合が負担しますので、自己負担はありません。

特定保健指導

特定健康診査の結果により、糖尿病や心臓病、脳卒中などの生活習慣病リスクのある方へ、生活習慣改善ができるように専門家が支援するものです。共済組合が全額負担しますので積極的に活用ください。

特定健康診査及び特定保健指導は体の状態を把握し、病気の早期発見、早期治療につながる良い機会です。病気の発症・重症化を未然に防ぐことは、皆様の健康維持のために重要ですので、積極的な受診をお願いします。

※ 特定健康診査の受診券は毎年4月1日時点で共済組合の資格がある方を対象に送付しています。

「年収の壁・支援強化パッケージ」における、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱い等について

被扶養者の「年収の壁」に対する国の政策として「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表されました。

主なものとして、新たに健康保険適用となった場合に、事業主が従業員に対して支給する「社会保険適用促進手当」については、本人負担分の保険料相当額を上限として、標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととされました。

また、被扶養者の認定にあたって、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である場合は、通常提出する収入確認書類とあわせて、「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」を提出することにより、当組合にて一時的な収入変動と認められた場合は、被扶養者としての新規及び継続加入が可能となります。

この措置は、令和5年10月20日以降の被扶養者認定時等に適用され、それ以前については遡及適用されません。

詳細については、当組合ホームページ（トップ画面のお知らせ 2023.11.01）をご覧願います。

寝つきが悪い方へ

～じっと横になってあれこれ思い悩む「不眠症」と
じっとしていることができない「むずむず脚症候群（レストレスレッグス症候群）」について～

長崎大学病院 総合診療科 睡眠・覚醒障害外来担当 近藤 英明 長浦 由紀

あなた自身や、御家族や知人になかなか寝つくことができずにお困りの方はいらっしゃいませんか？布団に入ってしまってもしばらく眠ることができない方、もしくはすでに睡眠薬を常用されている方でも、不眠の原因を明らかにして治療を受けていただくことで、よりよい生活を取り戻すことも期待されます。不眠が気になっている方に読んでいただくと、思い当たることやお役に立てることがあるかもしれません。

寝つきが悪いこと＝不眠症ではありません

不眠症の患者さんは、「寝つきの悪さ（入眠困難）」「夜間何度も目が覚める（中途覚醒）」「早すぎる時刻に目が覚める（早朝覚醒）」のいずれかの症状に悩まされています。不眠症は不眠症状に加えて、眠気、いろいろ感、また眠れないのではないかとの不安感などの日中の症状があり、他の睡眠・覚醒障害では説明できない場合に診断されます。不眠症状は成人の4～5人に1人の割合で認められますが、実はその中で不眠症と診断される方は約半分です。

今回は、「寝つきが悪いこと＝不眠症」ではないことをお伝えしたいと思います。なぜなら、寝つきが悪い不眠症状がある場合、その原因を明らかにした上で治療することが大切だからです。例えば、夜型傾向の方では、早めの時間帯にはなかなか寝つけないことがあります。この遅寝・遅起き傾向が著しく、遅刻や欠勤が目立つのであれば「睡眠・覚醒相後退障害」として治療が必要です。また、眠ろうとするとじっとしていることができない「むずむず脚症候群」でも寝つきが悪くなります。

寝つきが悪いと言っても、その原因によって治療法は違います。今回は、不眠症とむずむず脚症候群（レストレスレッグス症候群）について取り上げます。

不眠症

不眠症状は、体やこころの病気をお持ちの患者さんの4～9割と多くの方でみられます。身体・精神症状が改善することで不眠症状が改善することや、不眠症状の改善が身体・精神症状の改善に寄与することもあります。しかし、身体・精神症状が改善しても不眠症状が残存したり、不眠症状が改善しても身体・精神症状が続いたりすることもあり、それぞれに対して治療されることが望まれます。

不眠症治療でお勧めしたい治療法は、不眠症に対する認知行動療法です（表）。睡眠薬と比較してすぐに効果ができるものではありませんが、長期的には同等かそれ以上の効果も期待されます。これまで睡眠薬のみで対応されていた方でも減薬・中止が可能となることもあります。日本では実施できる医療機関はまだ限られていますが、一部の専門医療機関で実施されています。睡眠薬は、補助的な治療手段として必要に応じて服用されることをお勧めします。

表 不眠症に対する認知行動療法の概要

睡眠日誌に日々の睡眠を記録し、横になったら眠ることができる時間帯を確認しながら、その方にとって必要な睡眠時間をできるだけ確保することを目的とする。
● 通常、1回60分のセッションが6回前後実施される。
● 睡眠学の知見に基づき、以下の内容が実施される。
① 睡眠スケジュールの調整
② 就寝前のリラクゼーションの修得
③ 日中から就寝前の過ごし方の見直し

むずむず脚症候群（レストレスレッグ症候群）

むずむず脚症候群は、脚を中心として安静を保つことが難しく、脚を動かしたくなる症状に、通常、むずむずするような、何とも言いようがない不快感を伴います。この不快感は、「ヤキヤキする」「痛い」「しごれている」「むずがゆい」など人によって感じ方はさまざまです。安静時に出現し、動いている間は軽減することが特徴です。そのため、しきりに脚を動かしていたり、歩き回ったり、さすったりしていることがあります（図）。

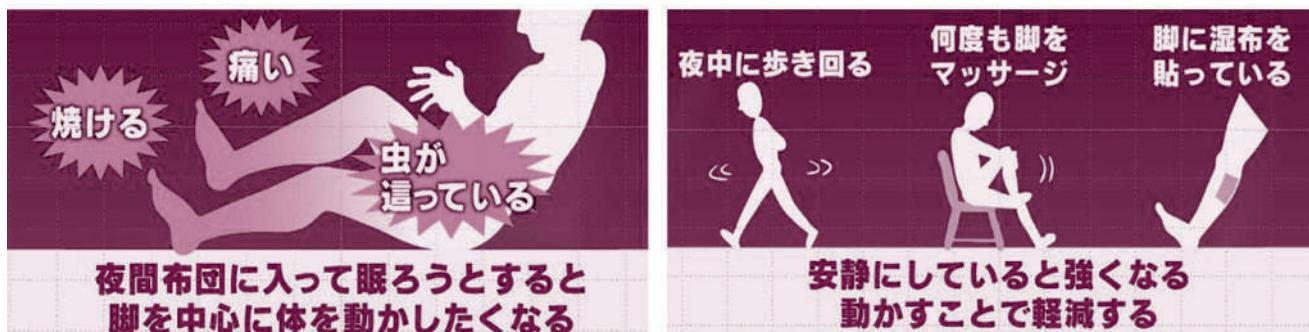


図 むずむず症候群の特徴

眠ろうと床に入ると症状が出てきて、脚をばたばたさせたり、寝返りが多くなったり、または脚を叩く、マッサージする、といった行動に出ることがあります。寝付きの悪さだけでなく、途中で目が覚めてしまう場合もあります。通常、真夜中までは症状が続くことがあります。明け方になってやっと眠りにつけるという日もあります。夕方から夜間にかけて症状が強くなることから、しばしば不眠症として睡眠薬が処方されていることがあります。

成人の100人に数人に認められ、何らかの体やこころの病気をお持ちの方では10人に1～2人と高頻度に合併します。しかも、成人だけの症状ではなく、子どもから高齢者まで幅広い年代の方にみられます。子どもが夜になると脚を痛がる場合には、「成長痛」といわれています。また、妊娠中に顕在化することもあります。妊娠中に発症した場合、出産後にほとんどの方が症状は消失しますが、その後しばらくして再発することがあります。

連日のように症状を繰り返す時期があっても、ほとんど問題ない期間が訪れることがあります。また、いつの間にか症状が軽減することがあるため、放置されている場合もあります。しかし、本症は治療可能な病気です。鉄やビタミンDの欠乏がある場合は、それぞれ補充することで症状改善が期待されます。また、パーキンソン病で使用されるドパミン受容体作動薬が少量で有効なことが多く、ドパミン受容体作動薬以外にも複数の薬剤の有効性も確認されています。

以上のように寝つきが悪いと思っていても、一概に睡眠薬を服用すれば解決というわけではありません。思い当たる症状や睡眠薬への抵抗感などでお困りの方は、最寄りの医療機関で御相談ください。長崎大学病院の睡眠・覚醒障害外来では、不眠症に対する認知行動療法にも取り組んでいます。初診は対面診療が必要ですが、遠方から受診される方の再診はオンライン診療も可能です。当方の受診を希望される場合は、かかりつけやお近くの医療機関の先生からの御予約をお願い致します。



ライフイベントと年金（遺族年金編）

遺族年金は、遺族厚生年金と遺族基礎年金の2つがあります。

■ 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、組合員または組合員であった方が死亡した場合、その方によって生計を維持されていた遺族（※）に支給される年金です。

※ 生計を維持していた遺族は、組合員または組合員であった方と死亡当時、その方と生計を共にし（原則として同居）、かつ恒常的な収入が近い将来にわたって年額850万円（所得で655万5千円）未満と認められる方です。

遺族厚生年金の支給要件

次の①から④のいずれかに該当した場合、支給されます。

- ① 組合員が在職中に死亡したとき
- ② 組合員であった方が、組合員であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 障害厚生（共済）年金または障害年金の受給権者（障害等級が1級または2級であるものに限る。）が死亡したとき
- ④ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者または老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき

遺族厚生年金への加算

● 中高齢寡婦加算

遺族厚生年金（遺族厚生年金の支給要件の④に該当することにより支給される遺族厚生年金の場合、厚生年金の被保険者期間全てを合算して20年以上あるものに限られます。）の受給権者である妻であって、その権利を取得した当時40歳以上65歳未満であるとき、596,300円（令和5年度の額）が加算されます。

● 経過的寡婦加算

中高齢寡婦加算を受けている者が65歳に達すると、中高齢寡婦加算は打ち切られ、老齢基礎年金が支給されます。しかし、昭和31年4月1日以前に生まれた者は、国民年金の加入期間が短いため、老齢基礎年金の額が中高齢寡婦加算の額より低額となる場合があります。そこで65歳到達後も、その方の受ける年金額が低下しないよう、生年月日に応じた額が加算されます。

■ 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次の支給要件の①から③のいずれかに該当した場合、子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子、または障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子）のいる配偶者または子に支給される年金です。

遺族基礎年金の支給要件

次の①から③のいずれかに該当した場合、子のいる配偶者または子に支給されます。

- ① 老齢基礎年金の受給権者またはその受給資格を満たしている方が死亡したとき
- ② 国民年金の被保険者が死亡したとき
- ③ 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したとき

遺族の範囲及び要件

遺族の範囲		要件
順位	続柄	
1	妻	年齢要件なし
1	夫	55歳以上であること ※ 60歳未満であるときは支給が停止されます。
2	父母	
4	祖父母	ただし、夫の場合で遺族基礎年金の受給権を有する間を除きます。
1	子	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の者、または障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の者 ※ 子は配偶者が遺族厚生年金を受ける権利を有するときは支給が停止されます。孫については、その親と生計を共にしている場合は、遺族に該当しません。
3	孫	

※ 遺族が2人以上いる場合は1から4の順位で遺族厚生年金を支給することとなり、先順位者がいる場合の次順位者に該当する方は受給権を得ることができません。

支給される年金



(注) 子は、遺族の範囲及び要件の「子」に該当する者です。

組合員または組合員であった方が亡くなられた際は、共済組合年金課まで連絡願います。

貸付事業のお知らせ

◆入学・修学貸付のご案内

これから進学や進級の時期を迎えます。そこで、入学金や授業料等を対象とした「入学貸付」及び「修学貸付」についてご案内します。



貸付種類	入学貸付	修学貸付
対象経費	入学金（授業料を含む。）や家賃など、入学当年度中に必要な費用	授業料や家賃など、修業年限内の修学に必要な費用
対象学校	学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校 ※貸付対象の国内の学校に相当する外国の学校も含みます。	
貸付限度額	給料月額の6か月分 (最高限度額200万円)	修業年限に相当する月数1か月につき15万円 (1年ごとに最高180万円) 〈例〉 4月の限度額 180万円 (15万円×12か月) 5月の限度額 165万円 (15万円×11か月) 6月の限度額 150万円 (15万円×10か月)
償還方法	貸付けを受けた月の翌月から元利均等償還 (償還回数:貸付金額に応じて25回から120回)	修学期間中は利息のみ償還し、修業年限が終了した月の翌月から元利均等償還 ただし、申し出により、貸付けを受けた月の翌月から元利均等償還も選択可能 (償還回数:貸付金額に応じて36回から150回)
貸付利率	年利1.26%（令和6年1月1日現在、変動金利のため年1回見直し）	
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> ●特別貸付申込書（様式第1号の3） ●借入状況等申告書（別紙様式第1号） ●経費の内訳書（別紙様式第3号） ●印鑑登録証明書 	<p>当組合のホームページからダウンロードできます。 http://www.nagasaki-kyosai.jp/</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入学許可書又は在学証明書 ●入学案内書（写） (授業料等が確認できるもの) ●賃借契約書（写） (家賃等の借入れを行う場合に提出) ●修学貸付の償還に係る申出について ※当組合のホームページからダウンロードできます。
申込締切日 及び送金日	<ul style="list-style-type: none"> ●貸付交付希望月の前月末日までに共済組合へ必着 ●貸付交付希望月の末日に送金（12月のみ25日送金） <p>〈例〉令和6年1月31日（水）までに提出 → 令和6年2月29日（木）に送金</p>	
申込方法	勤務先の共済組合事務担当課へ申込書類を提出	
その他	状況に応じ、追加書類を提出	

貯金事業のお知らせ

◆払戻・解約請求書の提出締切り及び送金スケジュール

送金年月	払戻		解約	
	締切日	送金日	締切日	送金日
令和6年1月送金	12月28日	1月15日	12月28日	1月15日
	1月15日	1月31日	1月15日	1月31日
令和6年2月送金	1月31日	2月15日	2月2日	2月15日
	2月15日	2月29日	2月15日	2月29日
令和6年3月送金	2月29日	3月15日	3月1日	3月15日
	3月15日	3月29日	3月15日	3月29日
令和6年4月送金	3月29日	4月15日	4月3日	4月15日
	4月15日	4月30日	4月15日	4月30日

(注意事項)

- ・貯金加入後1年間は払戻しができません。
- ・前月末日時点の残高が払戻限度額です。
- ・締切日は共済組合必着です。(メール、FAXでの提出は認められません。)
- ・勤務先の共済組合事務担当課へ、早めの提出をお願いします。

退職を予定されている方へ

◆共済貯金に加入している場合

3月31日退職に伴う解約は、3月29日（金）に送金しますので、3月15日（金）までに「積立貯金解約請求書」を勤務先の共済組合事務担当課を通じ共済組合へご提出ください。

◆共済貸付の未償還金がある場合

次の①又は②のいずれかにてご返済いただきます。

- ① 退職手当から未償還金を控除することにより返済 → 手続き不要です。
- ② 在職中に繰上償還することにより返済 → 2月29日（木）までに「繰上償還申出書」を勤務先の共済組合事務担当課を通じ共済組合へご提出ください。

共済会館駐車場の利用について

組合員の方が会議・研修等のためにお車で長崎市内へお越しの際は、当会館駐車場を御利用いただけます。御利用の際は当組合総務課(095-827-3137)へ利用日前日までにお電話にて御予約をお願いします。

予約受付時間	午前8時30分～午後5時15分
利用可能時間	午前8時40分～午後5時（時間外の出入不可）
予約受付の際に お伺いする内容	① 利用日及び利用時間 ② 所属所 ③ 利用者氏名 ④ 車のナンバー
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・駐車場は組合員の利用に限ります。・利用いただけるのは<u>地下駐車場</u>です。<u>出入口の道路は一方通行</u>のため御注意願います。・<u>入庫時に駐車場入口のインターホンにて車のナンバーをお知らせください。</u>出庫時は連絡不要です。・台数に制限がありますので利用いただけない場合がございます。・無断駐車を確認した場合は、次回以降の利用を御遠慮いただきます。

公式サイトからのインターネット限定プラン

組合員限定

冬得 宿泊プラン

ご宿泊対象期間

令和5年12月1日(金)～令和6年2月29日(木)

冬の旅行計画に、東京へお越しの際は、当館を是非ご利用くださいませ！



シングル1名様
7,000円～



ツイン2名様
10,000円～

特典①
朝食チケット

特典②
ミネラルウォーター

ご宿泊料金は日にちによって変動致します。

●ご予約方法●

●まず、東京グリーンパレスオフィシャルホームページをご覧ください。

<https://www.tokyogp.com/>

●トップページの「組合員様のプラン一覧は
こちらから」をクリックしてください。

●プラン一覧より【組合員限定】冬得宿泊プランを
ご選択いただき、お申し込み手続をしてください。
(初回のお申し込み時はユーザー登録が必要です。)

ほかにも各旅行会社のきっぷと宿泊がパックに
なったお得なプランがございます。

飛行機と宿泊がパックになったJALまたはANAのダイナミックパッケージも
当ホテルホームページのトップページからご予約いただけます。
また、一部の旅行代理店（JTBやKNTなど）でも当ホテルの商品を取り扱っている
店舗がございます。近くの旅行会社に直接お問合せください。



東京グリーンパレス
全国市町村職員共済組合連合会

TEL.03-5210-4600

FAX.03-5210-4644

<https://www.tokyogp.com/>